

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について	1
○ 令和4年度事業計画及び予算について	2

公告第8号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、令和4年3月4日招集の第173回組合会において議決され、令和4年3月8日付けで総務大臣に認可申請を行ったところ、令和4年3月29日付け総行福第85号をもって認可されたので公告する。

令和4年4月1日

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹 節 義 孝

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和37年公告第2号）の一部を次のように変更する。

第40条第1項の表中「1,000分の48.50」を「1,000分の47.50」に、「1,000分の8.77」を「1,000分の8.79」に改める。

第40条の2中「1,000分の97.00」を「1,000分の95.00」に、「1,000分の17.54」を「1,000分の17.58」に改める。

第41条の2中「令和3年度」を「令和4年度」に、「2,100円」を「2,110円」に改める。

附 則

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並

びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第9号

令和4年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の令和4年度事業計画及び予算については、令和4年3月4日招集の第173回組合会において議決されたので公告する。

令和4年4月1日

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹節義孝